

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書(第9号の2様式) 記載の手引

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を法第53条第26項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第39項の規定により充当しようとするとき又は同条第40項の規定により還付を受けようとするときに記載し、第6号様式の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。
- (2) この明細書は、まず、下段の「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」(「④」以下)を記載し、次に上段の各欄(「1」から「5」まで)を記載してください。
- (3) 平成16年1月1日以後に支払を受けた特定投資法人の投資口の配当等については利子割の課税対象から除外されます。

2 各欄の記載のしかたと記入例

＜記載例＞(個別法による場合)
 1 事業年度…平成26年4月1日～平成27年3月31日
 2 利子収入の内訳 預金利息 832,000円 うち課された利子割額41,600円
 社債利息1,200,000円 うち課された利子割額60,000円
 ① 社債の計算期間…平成25年4月1日～平成26年3月31日
 ② 社債の取得時期…平成25年6月15日(元本の所有期間10月)

課税標準の算定期間(以下「算定期間」といいます。)中に支払を受けた金額(所得税・利子割込みの金額をいい、算定期間末日までにその利払期の到来しているものに限ります。)を記載し、「①について課された利子割額②」には、その支払を受ける金額について課された利子割額を記載してください。

法第23条第1項第14号に規定する利子等のうち、「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」の欄、「公社債の利子2」の欄又は「投資信託の収益の分配3」の欄に該当しないもの(定期積金・掛金の給付補填金、抵当証券の利息、金貯蓄口座の利益、外貨建定期預金の為替差益等)を記載してください。

月数は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げてください。

元本の所有期間に対応する部分の額の計算について、政令第9条の8第2項(種類・銘柄及び元本の所有期間の異なるものごとに、個別に計算する方法)の規定の適用を受ける場合には「個別法による場合」の各欄を、政令第9条の8第3項(元本の増加分について利子割額の2分の1を控除する簡便計算法)の規定の適用を受ける場合には「銘柄別簡便法による場合」の各欄をそれぞれ記載してください。

銘柄別簡便法による場合には、①公社債、②投資信託の受益証券の2グループに区分し、さらにその元本を当該公社債利子等の計算の基礎となった期間が1年を超えるものと1年以下のものに区分し、その区分に属する元本のすべてについて、その銘柄ごとに、簡便計算法を適用してください。

⑩について課された利子割額を、当該利子割額を特別徴収した法第71条の10に規定する特別徴収義務者が申告納入した都道府県ごとに区分し、記載してください。

公社債については、所有元本の額面金額により、投資信託については、所有元本の数により記載してください。

- (1) 公社債利子等の計算期間が1年以下であるもの元本の場合 $\frac{\text{⑫}-\text{⑬}}{2}$
- (2) 公社債利子等の計算期間が1年を超えるもの元本の場合 $\frac{\text{⑫}-\text{⑬}}{12}$

- (1) 「預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配1」及び「その他4」には、「①について課された利子割額②」の金額をそのまま記載してください。
- (2) 「公社債の利子2」及び「投資信託の収益の分配3」には、公社債利子等の計算期間のうち元本を所有していた期間(以下「元本の所有期間」といいます。)に対応する部分の額のそれぞれの合計額を、「公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算」の「個別法による場合」又は「銘柄別簡便法による場合」のいずれかの方法により計算して記載してください。

記載する必要はありません。

法人名	X X X 株式会社			整理番号	果務所	管理番号	市区町
事業年度又は連結事業年度	平成26年4月1日	から	平成27年3月31日	まで			

第九号の二様式(提出用)

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

区分	収入金額	①について課された利子割額	②のうち控除・充当・還付を受ける利子割額
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1 832,000	41,600	41,600
公社債の利子	2 1,200,000	60,000	50,040
投資信託の収益の分配	3		
その他	4		
計	5 2,032,000	101,600	91,640

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

銘柄	収入金額	④について課された利子割額	公社債利子等の計算基礎期間	⑥のうち元本所有期間	所有期間割合	控除・充当・還付を受ける利子割額
A社債	1,200,000	60,000	12	10	0.834	50,040

銘柄	収入金額	⑩について課された利子割額	公社債利子等の所有元本数等	公社債利子等の所有元本数等	⑫-⑬	所有元本割合	控除・充当・還付を受ける利子割額
都道府県別内訳							
銘柄別簡便							

銘柄ごとの「控除・充当・還付を受ける利子割額⑬」の総額に「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳を乗じ、「⑩について課された利子割額⑪」の総額で除して計算した金額を記載してください。
 なお、按分した後の金額は、小数点以下四捨五入することとし、これらの金額の合計額が銘柄ごとの「控除・充当・還付を受ける利子割額⑬」の総額と一致しないときは、「⑩について課された利子割額⑪」の都道府県別内訳の最も多い都道府県において調整してください。